

退職予定の組合員の皆さんへ

任意継続組合員の方も
組合員貯金に加入できます!

平成26年10月から組合員貯金の
利率を引き上げました!

年利 **1.3%!!**
〈貯金限度額なし〉



組合員貯金は、任意継続組合員の方も在職者の方と同様に加入することができます。

任意継続組合員の組合員貯金加入方法は、在職中に組合員貯金に加入しており、任意継続組合員になった後も引き続き組合員貯金に加入できる「継続加入」と在職中に組合員貯金に加入していなくても、任意継続組合員になってから組合員貯金に加入できる「新規加入」があります。

●在職中に組合員貯金に加入をされていた方

継続加入……………退職後20日以内に「任意継続組合員貯金加入申込書」を本組合に提出してください。

※退職後においても貯金加入を希望される方は、必ず事前に所属所共済事務担当課へお申し出ください。

●新規に組合員貯金に加入される方

新規加入……………加入しようとする月の前月27日までに「任意継続組合員貯金加入申込書」を本組合に提出してください。

貯金の限度額は設けておりませんので、退職金をそのまま組合員貯金へお預けいただくこともできます。

退職予定のみなさん! 任意継続組合員になる際は、組合員貯金のご加入をお勧めいたします!

「組合員貯金」を
解約される方は
こちら>>>>

在職中に組合員貯金に加入されていた方が次の場合には、組合員貯金を解約していただけます。

- ① 退職後、任意継続組合員にならない場合。
- ② 任意継続組合員になるが、組合員貯金を継続しない場合。

解約については、必ず事前に所属所共済事務担当課へお申し出くださいますようお願いいたします。

組合員貸付をご利用の方へ

退職時*に「貸付未償還残高」がある方は、
退職後直ちに「全額償還」してください!

退職したときは、貸付未償還金を全額償還していただけます。全額償還の方法は次の2つです!

- ① 退職手当の支給額から控除して償還する。
- ② 退職日までに金融機関からの振込みにより償還する。

償還される際には、所属所共済事務担当課まで早めに連絡していただき、金額等をご確認ください。本組合への入金が退職月の翌月以降になる場合は、1ヵ月単位で経過利息が加算されますのでご注意ください。

* 引き続き特別職になる場合や再任用を受ける場合でも、退職手当等の支給があれば、償還していただくかはなりません。